

別表 必要書類等の御案内

申請理由により、必要な校長所見や必要書類が異なります。次の表を参考に御用意ください。

変更事由	面談・所見の要否		必要書類等
	指定校	希望校	
最終学年（小6・中3）が転居後も卒業まで従来の学校を希望	×	○	
小5・中2が転居後も行事の終了又は卒業まで従来の学校を希望	×	○	
学期途中で転居したが学期末まで従来の学校を希望（夏休み後に転居した場合は学年末まで）	×	○	
次学期内に希望校の通学区域内に転居が確実なため、次学期当初からの通学を希望	×	○	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書の理由欄に転居予定の住所を記入してください。 ・契約書など、転居の日付・住所が確認できる書類の写しを添付してください。 （確認書類の無い場合や次学期より後の転居となる場合は、この理由には該当しません。）
兄弟姉妹が在学中	×	○	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書の理由欄に兄弟の氏名と学年を明記してください。 ※兄弟の卒業後に再度指定変更の手続きが必要となる場合があります。
心身の障害による通学上の負担軽減	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・医師の診断書など、理由を客観的に確認できる書類を添付してください。
登下校又は下校後の生活を保護 【小学生のみ】	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書の理由欄に、保護先の住所、保護を行う方の氏名及び連絡先を明記してください。 ・保護を行う方を客観的に証明する書類を添付してください。 例：保護先の同意書 など （児童との続柄が明記され、保護を行う方本人の署名があるもの。書式は任意。）
通学が著しく困難	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校が過去の通学の状況を踏まえ、原則これまでと同様の判断を行います。 ※指定校と希望する学校との通学距離の差が大きいこと、学区の端に住んでいることや単に交通量が多いことだけでは、相当の理由には該当しません。
その他、児童生徒又は家庭等の特別な事情により教育的配慮が必要	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・理由を確認できる書類が必要となる場合があります。

※指定変更は申請をされても「理由が相当でない」「登下校及び緊急時の安全に問題がある」「学校の施設の状況から受け入れが難しい」といったことから認められない場合があります。また、指定変更は申請者に限り有効ですので、同様の理由でも、個人の状況や家庭事情の相違、学校や周辺環境の変化などにより認められない場合があります。

※就学すべき学校の指定変更による通学については、保護者が責任をもって安全に通学できるよう配慮してください。